

■ペルソナ会員規約 新旧対照表(2025 年 4 月 1 日改定版)

2025 年 4 月 1 日より、ペルソナ会員規約を一部変更いたしますのでご案内申し上げます。

主な変更内容は以下のとおりです。

現行	2025 年 4 月 1 日改定後
第 2 5 条 (会員資格の取消) 1. 当社は、会員が次のいずれかに該当した場合、その他当社において会員として不適格と認めた場合は、通知・催告等をせずに会員資格を取消することができるものとします。 ①カードの申込み等に際し、氏名、住所、勤務先、年収、家族構成等、会員の特定、信用状況の判断に係る事実について虚偽の申告をした場合 ②本規約のいずれかに違反した場合 ③当社に対するカード利用に係る債務の履行を怠った場合 ④換金を目的とした商品購入の疑い等、会員のカードの利用状況が不適当または不審があると当社が判断した場合 ⑤カード発行後 2 ヶ月以内に決済口座の設定手続きが完了しない場合 ⑥会員が死亡した場合または会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡があった場合 ⑦会員が、第 3 条第 1 項各号または第 3 条第 2 項各号のいずれかに該当した場合 <u>⑧会員に対する第 3 条第 4 項または第 1 6 条第 7 項または第 8 項の調査等が完了しない場合や調査の結果当社が会員として不適格と判断した場合や会員がこれらの調査等に対し虚偽の回答をした場合</u> <u>⑨会員が、本会員として当社から複数のカードを貸与されている場合、他のカードについて上記①から⑧に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じた場合</u>	第 2 5 条 (会員資格の取消) 1. 当社は、会員が次のいずれかに該当した場合、その他当社において会員として不適格と認めた場合は、通知・催告等をせずに会員資格を取消することができるものとします。 ①カードの申込み等に際し、氏名、住所、勤務先、年収、家族構成等、会員の特定、信用状況の判断に係る事実について虚偽の申告をした場合 ②本規約のいずれかに違反した場合 ③当社に対するカード利用に係る債務の履行を怠った場合 ④換金を目的とした商品購入の疑い等、会員のカードの利用状況が不適当または不審があると当社が判断した場合 ⑤カード発行後 2 ヶ月以内に決済口座の設定手続きが完了しない場合 ⑥会員が死亡した場合または会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡があった場合 ⑦会員が、第 3 条第 1 項各号または第 3 条第 2 項各号のいずれかに該当した場合 <u>⑧会員が、自らまたは第三者を利用して、次の(イ)から(ホ)までのいずれかに該当する行為をした場合(イ) 暴力的な要求行為(ロ) 法的な責任を超えた不当な要求行為(ハ) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為(ニ) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為(ホ) その他前記(イ)から(ニ)に準ずる行為</u> <u>⑨当社または当社の委託先・派遣元等の従業員に対して次の(イ)から(ホ)に掲げる行為その他当該従業員 員の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為をした場合(第三者を利用</u>

第27条（費用の負担） 1. 本会員は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払いに際して発生する各種取扱手数料（ただし、当社が受領するものは除きます。）、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他公租公課を負担するものとします。 2. 会員が支払期日において当社に支払うべき債務の口座振替、引落しもしくは自動払込ができない場合、または当社指定口座への振込が支払期日までにされなかった場合には、システム処理料、事務手数料およびその他カード利用代金等（ただし、キャッシング利用代金を除く）の<u>弁済の受領に要する費用として、440 円（税込）</u>を本会員は負担するものとします。 第38条（支払停止の抗弁） 1. 本会員は、リボ払い、分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いにより購入した商品	<u>して行った場合を含む）（イ）暴力、威嚇、脅迫、強要等（ロ）暴言、性的な言動、誹謗中傷、ストーカー行為その他人格を攻撃する言動（ハ）人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動（ニ）長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ（ホ）金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不相当と認められる要求等</u> <u>⑩会員に対する第3条第4項または第16条第7項または第8項の調査等が完了しない場合や調査の結果当社が会員として不適格と判断した場合や会員がこれらの調査等に対し虚偽の回答をした場合</u> <u>⑪会員が、本会員として当社から複数のカードを貸与されている場合、他のカードについて上記①から⑩に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じた場合</u> 第27条（費用の負担） 1. 本会員は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払いに際して発生する各種取扱手数料（ただし、当社が受領するものは除きます。）、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他公租公課を負担するものとします。 2. 会員が支払期日において当社に支払うべき債務の口座振替、引落しもしくは自動払込ができない場合、または当社指定口座への振込が支払期日までにされなかった場合には、システム処理料、事務手数料およびその他カード利用代金等（ただし、キャッシング利用代金を除く）の<u>弁済の受領に要する費用として、当社所定の手数料</u>を本会員は負担するものとします。 第38条（支払停止の抗弁） 1. 本会員は、リボ払い、分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いにより購入した商品
---	--

等について次の事由が存するときは、当該事由が解消されるまでの間、当社に対し当該事由に係る商品等について支払いを停止することができます。ただし、割賦販売法の規定の適用がないかその適用が除外される取引、商品・権利・役務についてはこの限りではありません。 ①商品等の引渡し、提供がなされないこと。 <u>②商品等に瑕疵（欠陥）があること。</u> ③その他商品等の販売・提供について、加盟店に対して生じている事由があること。	等について次の事由が存するときは、当該事由が解消されるまでの間、当社に対し当該事由に係る商品等について支払いを停止することができます。ただし、割賦販売法の規定の適用がないかその適用が除外される取引、商品・権利・役務についてはこの限りではありません。 ①商品等の引渡し、提供がなされないこと。 <u>②商品等に破損、汚損、故障、欠陥その他の種類又は品質、数量に関して契約の内容に適合しない場合があること。</u> ③その他商品等の販売・提供について、加盟店に対して生じている事由があること。
(2024 年 10 月改定)	(202 <u>5</u> 年 <u>4</u> 月改定)